



公益社団法人下関法人会

広報誌

716.18



Vol.30 CONTENTS

租税教育事業 1

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」審査選考会・合同表彰式

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」表彰状の贈呈

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」入選・団体賞

令和7年度「中学生の税についての作文・書写」

税制改正提言事業 8

「令和8年度税制改正提言活動・提言要約」

TAX Information 12

講演会 Report 14

「石井 富可志氏講演会」

EVENT Information 16

令和7年度「租税教室」開催日程

「SHIMOHOインターネットオンラインセミナー」最新版



公益社団法人下関法人会 租税教育事業のご案内

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」

公益社団法人下関法人会では、下関市内の小学6年生を対象に、毎年「小学生の税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

今年度は第14回で、夏休み前に各校に応募用紙を配付し9月10日(水)に応募を締め切りました。

その結果、下関市立小学校全41校の内23校から応募があり、作品は合わせて649点となりました。

9月25日(木)には優秀作品審査選考会を開催し、各賞の受彰者を選考致しました。

また、11月8日(土)には、シーモール下関セントラルコートにて、下関税務署管内税務団体協議会主催第9回「租税作品合同表彰式」が開催され、中学生の作文・書写作品・税の標語の受彰者と併せ、表彰状と記念品が授与されました。

優秀作品は公益社団法人下関法人会ホームページ「租税教育事業」にも掲載しています。

是非ご覧ください。URL:<https://www.shimoho.com>

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」審査選考会

令和7年9月25日 亀山八幡宮儀式殿



女性部会審査員の皆様



外部審査員の皆様



1次審査



2次審査

第9回「租税作品合同表彰式」

令和7年11月8日(土) シーモール下関セントラルコート



下関税務署管内税務団体協議会
山本会長のご挨拶



下関市教育委員会
門田教育部長のご挨拶



下関市前田市長のご挨拶

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」表彰状の贈呈



勝山小学校6年
雑賀 莉羽さん



下関税務署
署長賞



川中小学校6年
津森 麗花さん



山口県
下関県税事務所
所長賞



生野小学校6年
田崎 理華子さん



下関市
教育委員会
教育長賞



文関小学校6年
藤井 麻央さん



中国税理士会
下関支部
支部長賞



豊浦小学校6年
内田 和花さん



下関地区租税
教育推進協議会
会長賞



勝山小学校6年
中村 陽莉さん



下関税会
会長賞



川中小学校6年
枝國 優大さん



下関納税
貯蓄組合連合会
会長賞



豊東小学校6年
江木 楓果さん



公益社団法人
下関法人会
会長賞



向井小学校6年
野田 慎之助さん



公益社団法人
下関法人会
青年部会
部会長賞



小月小学校6年
長谷部 優さん



公益社団法人
下関法人会
女性部会
部会長賞



勝山小学校6年
小林 美来さん



審査員
特別賞



王司小学校6年
柴田 隼仁さん

第14回「小学生の税に関する絵はがきコンクール」入選・団体賞

入 選

学校名 50 音順

小学校名	学 年	受賞者名
王司	6	黒岩 愛莉
岡枝	6	藤田 健介
小月	6	泉田 花音
小月	6	大島 るる
清末	6	岡村 柚希
豊東	6	大下 莞爾
豊東	6	鈴川 舜大
向井	6	古井 陸翔
吉見	6	吉富 由里子

団体賞受賞校

学校名 50 音順

生野小学校
内日小学校
王司小学校
岡枝小学校
小月小学校
川中小学校
清末小学校
豊東小学校
西山小学校
文関小学校
向井小学校

※団体賞は、6学年全児童の80%以上の応募があつた学校に送られます。



優秀作品の展示

「租税作品合同表彰式」受彰者の皆さん

令和7年11月8日(土曜日) シーモール下関 セントラルコート



絵はがきコンクール受彰者



中学生の作文 受彰者



中学生の書写 受彰者



税の標語 受彰者

税についてみんなで
よく学んだね。
おめでとう!!



令和7年度「中学生の税についての作文・書写」

公益社団法人下関法人会では、国税庁の広報週間「税を考える週間」（毎年11/11～11/17）に併せ、下関納税貯蓄組合連合会主催のコンクールに協賛し、優秀作品には下関法人会会長賞を贈呈しています。

令和7年度公益社団法人下関法人会 会長賞 受賞作品をそれぞれ2点ご紹介します。なお、優秀作品は公益社団法人下関法人会ホームページ「租税教育事業」にも掲載しています。是非ご覧ください。

URL: <https://www.shimoho.com>

下関法人会 租税教育事業

検索



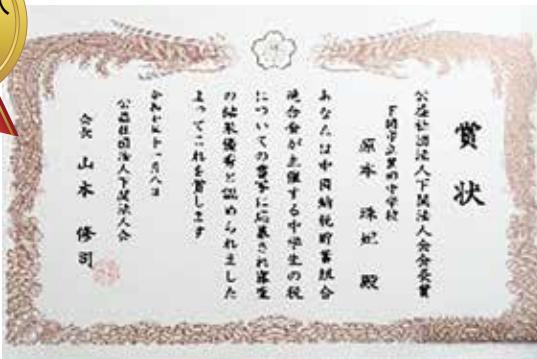
「税金で回る風車」

下関中等教育学校 3年
植田 葵衣 さん

「あなたの税で未来が変わる」

下関市立日新中学校 1年
増井 優作 さん

《中学生の税についての書写》



「郷土を創る税」

下関市立豊田中学校 3年
原本 珠妃 さん



「確定申告」

下関市立山の田中学校 2年
倉本 侑青 さん

令和7年度「中学生の税についての作文」



「税金で回る風車」

山口県立下関中等教育学校 3年 植田 瑞衣

私は、買い物をしているときに値札に書かれていた価格を見たら、お会計をするときに消費税が入って少し高くなっていてびっくりしたことがあります。そして、今回この「税」の作文を書くときに税金の種類を調べてみたところ、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、関税、酒税、たばこ税、印紙税、道府県民税、事業税、自動車税・・・と日本で課されている税金が思っていたより多くておどろきました。そして、こんな多くの「税金」は私達の身の回りに使われています。例えば学校で配られる教科書や病院、救急車、公共交通の整備、図書館や美術館など身近にあるもので、よく利用しているものがたくさんあります。

しかし、外国と比べてみると日本の税金には色々な問題があるようです。例えばスウェーデンと日本を比べてみると日本は消費税が10%で、平均年収が約四百五十万～五百万で医療費が一部負担、教育費が公立小中は無料なのに比べ、スウェーデンは消費税が二十五%で、取得税も日本より高く、平均年収は五百五十万～六百万円で、医療費は税金で賄うためほぼ無料、教育費が原則大学まで無料と、スウェーデンの税金は日本より高いですが、教育や医療が無料で受けられるし、失業した時へのサポートも手厚いそうです。一方、日本は消費税が高いのに給料が変わらず、生活が苦しいという声もよく聞きます。こんな中で、「もう税金なんてなくてもいいんじゃない?」と思う所もあります。でも、もし本当に税金がなくなるとどうなるでしょうか?学校の教科書や病院も自分でお金を払わなければならなくて、ゴミの収集がこなくなったり信号が使えなくなったりと税金がないのはとても不便で不安なものになってしまふことが分かります。だからと言って税金が高すぎるのも困ります。必要な

のは「必要な所に、無駄がなく」ということです。最近ではAI化が進み、人間がやっていた計算などの仕事をAIがするようになってきました。もし、技術がもっと発達して、役所の手続きや税金の計算、管理などをAIが効率的に行えるようになったら、人件費が削れて税金が少なくなって質の高いサービスを維持できる可能性があります。

税金は社会を過ごしやすくするために欠かせないものです。多すぎたら国民の負担が増えるし、少なすぎたら社会が成り立たなくなります。だからこそ、社会などの仕組みをよく知り自分達のお金がどこに使われているのか考えることが大切だと思いました。今回、この作文を書いていく中で税金について詳しく知ることができました。これからはAIなど新しい力を使うことでよりよい社会ができるのではないかということに気づきました。税金について考えることは、未来を考えることでもあったのです。



令和7年度「中学生の税についての作文」



「あなたの税で未来が変わる」

下関市立日新中学校 1年 増井 優作

皆さん、「税」と聞いて、思い浮かべることは、何ですか？消費税・関税・所得税…と人それぞれに思い浮かべる税は、違うと思います。では、なぜ税はあるのでしょうか？べつに税を納めなくても大丈夫だろう、という人もいるかもしれません。しかし、税は見える形で係わっています。例えば、学校や公園、橋など公共の物は税で造られたり、修復されたりしています。なので、税はみんなのためになっています。もしも税がない社会を想像してみてください。税は払わなくていいですが、公共物は誰が造ったり、修復したりしますか？造ったり修復するにしても、多額のお金がいりますし、何人かで造るので、労働費も必要になります。このことから、税はみんなの生活を豊かにしているのです。しかし、今は税率が高すぎることや、少子高齢化が進んで、社会保障を全ての世代のためのものに転換するために消費税率が高くなったりして、ちょっと生活が厳しくなっています。

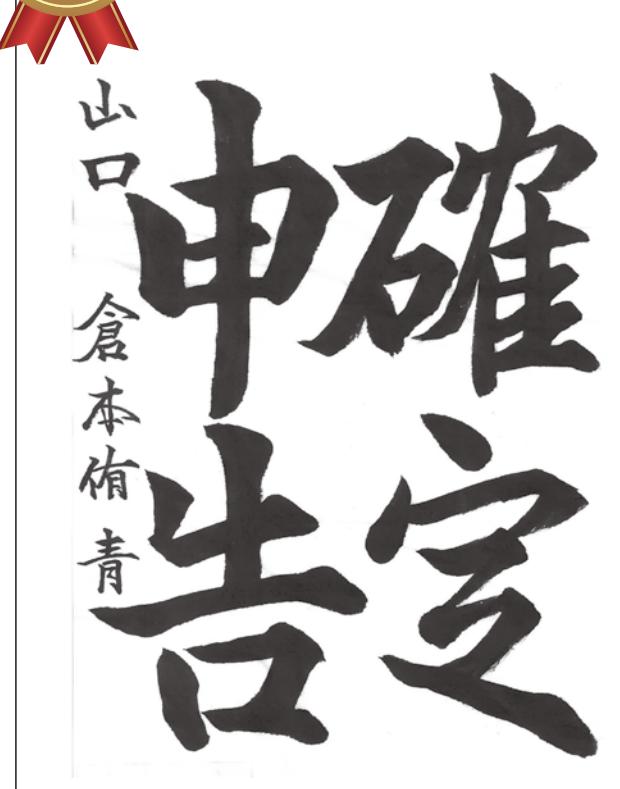
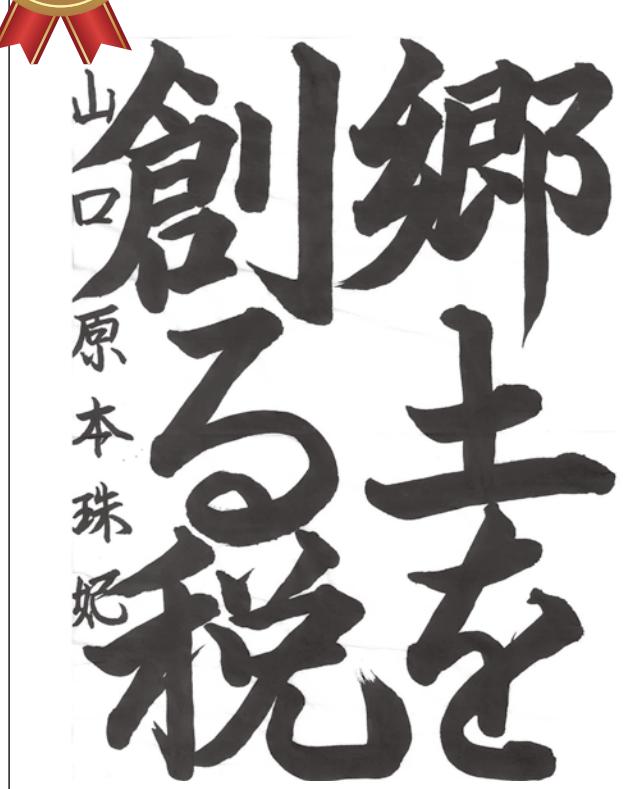
僕たち子供たちにとっては、税は身近なところで使われています。例えば、教科書の裏側を見ると、税で無償で提供されていることが書いていたり、病院に行ったら、子供は医療費を払わないでよかったです。これは、次代を担う子供たちへの、願いや思いが込められています。なので、僕たちは今、こうして勉強できるのや、健康に過ごせるのも、税のおかげだと思い、感謝して生活していきたいです。

ところで、なぜ消費税や所得税、法人税といった税がいっぱいあるのでしょうか？全部合わせて払えばいいと思います。しかし、いろいろな税を納めることによって、国や地方公共団体がそれぞれに税を集めたり、特定の人たちだけが、税の重みを感じないように、工夫されているのです。

前までは、なぜ税があるのかや、税なんて納めなくてもいいだろうと思っていました。しかし、税でいろいろな物が買われたり、造られたりしていることが分かりました。当たり前のように学校に行って授業を受けたり、ゴミがあふれていない、きれいな街に住めているけど、それは税でその生活ができます。税は、通常価格に何%について、中途半ばで、いいイメージがありませんでした。しかし、みんなのためになっていることを知って、税を納めて世の中のためになつたらいいなと思いました。皆さんも税を納めて、もっと住み心地の良い社会を作りませんか？きっとあなたの税で未来は変わります。



令和7年度「中学生の税についての書写」



「郷土を創る税」

下関市立豊田中学校 3年

原本 珠妃 さん

「確定申告」

下関市立山の田中学校 2年

倉本 侑青 さん



 公益社団法人下関法人会 税制改正提言事業

《令和8年度税制改正に関する提言活動》

公益社団法人下関法人会では、「税制に関する要望事項」を取りまとめ、地元選出国会議員・地方自治体に提言活動を行っています。令和8年度税制改正に関する提言内容を要約してご紹介します。



《地元選出国会議員》



《地元選出国会議員》



《地方自治体》



《令和8年度税制改正に関するアンケート実施》



「税制改正に関する提言」を取り纏めるにあたり、税制アンケートを実施しています。

令和7年4月18日
令和7年度第1回税制委員会

令和8年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- 日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- 今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。こうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間

の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求める。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大刀な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ 1,600 万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充し

たうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 8 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和 8 年 3 月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、

換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

- 地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながないと考えるべきである。
- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。

中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要なと認識すべきである。

- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよ

う、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- 東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- 政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検討

マイナンバーカードで自宅からe-Tax



e-Taxに必要なもの



- ✓ マイナンバーカード ^{※1}
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマートフォン ^{※2} (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。

特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくと、税務職員ふたばが回答



下関税務署からのお知らせ

①確定申告会場では原則として、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを利用して確定申告書等を作成していただきます。

②確定申告会場のご案内

開設期間	場所
2月16日~3月16日 (土日祝日除く)	海峡メッセ下関 下関市豊前田町3丁目 3-1

○受付時間 8時30分~16時 (相談時間 9時~17時)

○申告相談には入場整理券が必要です。

入場整理券は右記のLINEアプリから事前に取得できます。

また、確定申告会場において、当日分の入場整理券の配付もしております。

(注)当日配付の入場整理券には限りがあるため、上限に達し次第、受付終了となります。

○海峡メッセ下関の駐車場は有料です。

○郵送による提出先 〒747-8533

防府市寿町6-39 広島国税局業務センター防府分室

国税庁LINE公式
アカウント



国税の納税は キャッシュレス納付がおススメです！！

選べる便利な
納付方法はこちら！

納税はキャッシュレス納付

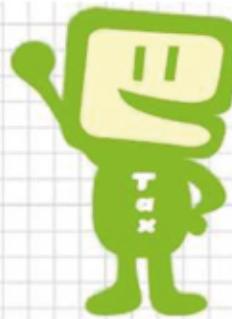
＼納付書不要で納付できます！／

納付方法	概要
振替納付	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁
ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書
を送付することはありません。

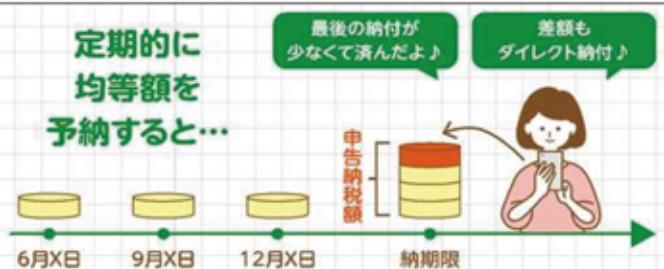


計画的な納付で安心！確実！ 「予納ダイレクト」を使ってみませんか？

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に 均等額を 予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！



動画でもご紹介しています

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納と分納のご紹介



★詳しくは、国税庁 HP「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ

公益社団法人下関法人会 講演会Report

「石井 富可志氏講演会」

公益社団法人下関法人会では、公益事業推進の一環として市民開放型講演会を入場無料で開催しています。この度、彦島支部の主管で「石井富可志氏講演会」を開催しましたので、内容をご紹介します。



開催日 令和7年11月20日 (木)
19:00～19:50

会 場 彦島八幡宮「瑞鳳殿」

講 師 社会保険労務士

石井 富可志 氏

テーマ 「みんながいきいき働く職場をめざして」

主 催 公益社団法人下関法人会

主 管 公益社団法人下関法人会
彦島支部

プロフィール

今、現在、社会保険労務士として、「石井でよかった」を目指し企業の労務管理、社会保険手続、福利厚生の提案指導を行っています。また山口県社労士会副会長、下関支部長をしています。

石井社会保険労務士事務所 下関市川中豊町5-1-8
特定社会保険労務士 石井 富可志



講演会の様子

学歴

1982年 3月 下関市立大学経済学部 卒業
2003年 3月 東亞大学大学院法学専攻修士課程終了

職歴等

1982年 4月 協栄生命保険株式会社 入社
2001年 3月 協栄生命保険株式会社 退社 (会社破綻のため)
2003年 4月より 2年間 下関短期大学付属高校にて社会科非常勤講師

2005年 8月 戦略経営サポートにて社労士業務

現在 山口県社会保険労務士会副会長

山口県社会保険労務士会下関支部長

講師・講演歴等

NHK文化センターにて社労士講座、雇用開発協会にて定年準備セミナー講師、

早鞆高校にて就職指導講演、下関短期大学付属高校にて世界史講師および進路就職指導

下関商工会議所の労務相談、社会保険協会年金相談員委託

スポーツのリスクマネジメント (ぎょうせい出版) 共同執筆の一人

「みんながいきいき働ける職場をめざして」というテーマのもと、最低賃金制度、ハラスメント防止、仕事と家庭の両立支援という三つの柱を中心に、労務管理における重要なポイントについて説明がありました。

まず最低賃金制度については、すべての労働者に適用される賃金の最低保障であり、年齢や雇用形態にかかわらず適用されます。地域別最低賃金は毎年改定され、使用者は必ずその額以上を支払う義務があります。違反した場合には最低賃金法違反となり、50万円以下の罰金が科される可能性もあります。時間額に換算し、通勤手当や賞与などを除外して計算する必要があります。

事例として、(山口県 A さん)

- ・日給 8,000 円 → 時間額換算で 1,000 円
 - ・職務手当は月額 24,000 円 → 月平均 160 時間勤務、時間額換算で 150 円
 - ・合計 1,150 円 → 最低賃金 1,043 円を上回り適法。
- 日給 8,000 円の労働者が職務手当を加算すると時間額換算で 1,150 円となり、最低賃金を上回ることが確認できます。

企業の対応策

- ・業務効率化：IT 導入、業務フロー見直し、属人化排除
- ・給与体系の再設計：成果・スキルに応じた昇給制度
- ・雇用形態の見直し：正社員登用、アウトソーシング活用
- ・助成金活用：業務改善助成金、働き方改革推進助成金、人材開発支援助成金

企業が賃上げに対応するためには、単なる給与の見直しにとどまらず、業務効率化や評価制度の再設計、雇用形態の見直しなどが求められます。さらに国や自治体の助成金制度を活用することで、柔軟かつ持続的な対応が可能となります。

次にハラスメント防止についてです。パワーハラスメントは、優越的な関係を背景に業務上必要な範囲を超えた言動で就業環境を害するものと定義されます。セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関する嫌がらせも含まれ、近年では顧客からの暴言や過度な要求によるカスタマーハラスメント、就職活動中の学生に対する就活ハラスメントも問題視されています。

職場の範囲は出張先や車中、接待の場なども含まれる場合があり、派遣労働者については派遣元・派遣先双方に責任があります。

ハラスメントが発生すると懲戒処分や損害賠償、刑事責任を問われる可能性があり、労災認定につながるケースもあります。

防止策 相談窓口の設置と周知

被害者への配慮（相談者への不利益取扱い禁止）

マニュアル作成・研修実施

方針の明確化：ハラスメント禁止を社内外に周知

企業は「当事者同士の問題」として責任を回避することはできず、相談窓口の設置や被害者への配慮、マニュアル作成や研修実施などの防止策を講じる必要があります。特に「人格を傷つけることが法的責任の対象となる」という認識を従業員に浸透させることが重要です。

最後に仕事と家庭の両立支援についてです。

育児休業制度

- ・子が 1 歳（一定条件で最長 2 歳）まで休業可能。
- ・「産後パパ育休」：出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可。
- ・子の看護休暇：小学校 3 年生修了まで年 5 ～ 10 日。
- ・時短勤務：3 歳まで 1 日 6 時間勤務を義務化。
- ・柔軟な働き方（フレックス、テレワーク等）を令和 7 年 10 月から義務化。

介護休業制度

- ・対象家族 1 人につき通算 93 日、3 回まで分割可能。
- ・介護休暇：年 5 ～ 10 日、時間単位で取得可。
- ・残業・深夜業の制限制度あり。
- ・事業主は短時間勤務やフレックスなど複数の措置を義務づけ。

育児休業制度では、子が 1 歳に達するまで休業でき、一定条件下では最長 2 歳まで延長可能です。出生後 8 週間以内に最大 4 週間取得できる「産後パパ育休」も導入され、子の看護休暇は小学校 3 年生修了まで年 5 ～ 10 日取得可能です。さらに 3 歳までの子を養育する労働者には短時間勤務制度が義務づけられ、令和 7 年 10 月からはフレックスタイムやテレワークなど柔軟な働き方の措置も義務化されます。介護休業制度では、対象家族 1 人につき通算 93 日を 3 回まで分割可能で、介護休暇は年 5 ～ 10 日取得できます。残業や深夜業の制限制度もあり、事業主は短時間勤務やフレックスなど複数の措置を講じる義務があります。

これらの制度を円滑に運用するため、両立支援等助成金が設けられており、育児休業や介護休業の取得・復帰を支援する企業に対して助成が行われます。

助成金制度

- ・両立支援等助成金
- ・出生時両立支援コース（男性育休取得促進）
- ・育児休業支援コース（育休取得・復帰支援）
- ・制度導入数や認定状況に応じて加算あり。

以上のように、講演では最低賃金の遵守、ハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援という三つの視点から、企業が「いきいき働ける職場」を実現するための制度や事例を体系的にまとめて説明がありました。これらは単なる法令遵守にとどまらず、従業員の安心と意欲を高め、企業の持続的な成長につながる取り組みです。企業は制度を正しく理解し、積極的に活用することで、働く人々が安心して力を発揮できる環境を整えることが求められています。

 公益社団法人下関法人会 EVENT Information

令和7年度「租税教室」開催

公益社団法人下関法人会では、市内小学校で毎年6年生を対象に「租税教室」を開催しております。

当会ホームページ「租税教育事業」でも活動内容をご紹介しておりますので是非ご覧ください。

URL:<https://www.shimoho.com>

お問い合わせは、下関法人会事務局まで

TEL 083-232-6235 · FAX 083-232-6245

令和7年度「租税教室」開催日程

青年部会 24校／女性部会 4校

開催日		小学校名	生徒数	主管・講師
令和7	4月21日	安岡	130	青年部会(北岡)
	4月24日	誠意	34	青年部会(村中)
	5月2日	江浦	40	青年部会(古川)
	5月12日	豊浦	150	青年部会(山口)
	5月22日	川中西	79	青年部会(遠藤)
	5月23日	向井	34	青年部会(雑賀)
	5月28日	小月	55	青年部会(北岡)
	5月29日	王喜	25	女性部会5名
	5月30日	文関	79	青年部会(高橋)
	6月3日	川棚	73	青年部会(古田)
	6月9日	王司	72	青年部会(北岡)
	6月10日	垢田	33	青年部会(古川)
	6月12日	勝山	137	青年部会(雑賀)
	6月13日	豊東	31	青年部会(雑賀)
	6月20日	向山	37	青年部会(古川)
	6月23日	岡枝	31	女性部会4名
	6月23日	一の宮	80	青年部会(遠藤)
	6月24日	桜山	26	青年部会(北岡)
	6月24日	閑西	14	青年部会(大谷)
	6月26日	長府	79	青年部会(遠藤)
	7月2日	養治	16	青年部会(大谷)
	7月4日	角倉	33	青年部会(村中)
	7月7日	川中	94	青年部会(村中)
	7月8日	名陵	43	女性部会5名会長
	7月10日	山の田	103	青年部会(北岡)
	10月30日	生野	40	青年部会(村中)
	11月13日	熊野	113	青年部会(山口)



青年部会租税教室

令和7年6月9日 王司小学校6年生



女性部会租税教室

令和7年7月8日 名陵小学校6年生

※児童の感想文添付

 公益社団法人下関法人会

《SHIMOH0インターネットオンラインセミナー最新版ご紹介》

公益社団法人下関法人会では、公益事業推進の一環として、インターネットを利用していつでもどこでも受講ができるセミナー「SHIMOH0 インターネットオンラインセミナー」をホームページ上に配信しております。

当会管轄内でご活躍の地元講師をお迎えし、短時間で解りやすく同時に関連資料も出力できる内容となっております。是非ご視聴ください。

なお、税制改正等の法律の改正により、セミナー内容について変更がある場合もありますので、ご視聴の際には、配信年月日をもう一度お確かめ下さい。

URL:<https://www.shimoho.com>

【税制・税務セミナー】

講 師 高崎税理士事務所

税理士 高崎 寛之 氏

(2025.8.21配信)

テーマ 「被相続人の居住用財産(空き家)を
売ったときの特例」



【経営支援セミナー】

講 師 石井社会保険労務士事務所

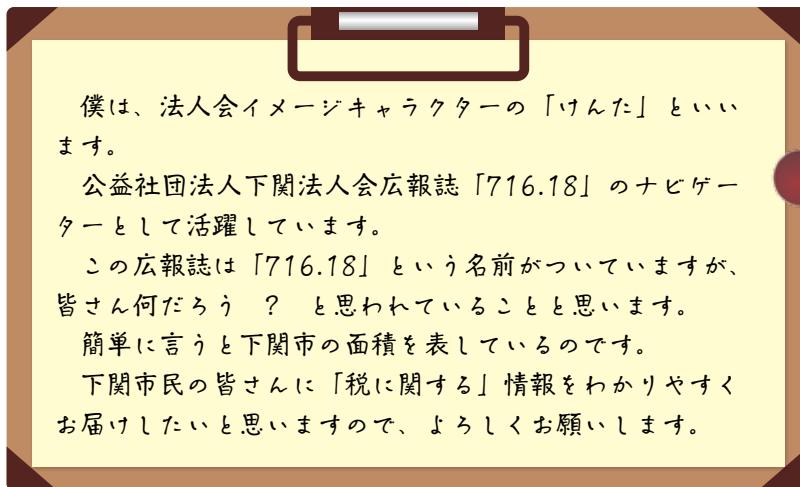
社会保険労務士 石井 富可志 氏

(2025.9.1配信)

テーマ 「職場におけるハラスメント対応」



広報誌「716.18」ってなに?



文久3年(1863年)10月、東行高杉晋作の発議により、殉国の志士の神靈を祀る招魂場を築くことになり、12月騎兵隊が下関に転陣したため、候補地を下関に求めました。文久4年：元治元年(1864年)正月23日、長州藩政府と協議し、新地岡の原、通称桜山を斎場に選びました。同年3月29日、来関中の、三条実美卿等五卿方、視察され社殿の必要性をときました。慶応元年(1865年)8月3日、招魂場落成。明治5年(1872年)8月20日、防長各所の招魂場の神靈をことごとく桜山招魂場に合祀、9月1日には下関旭陵にあつた豊浦藩報国隊士の靈を合しました。昭和34年(1959年)、吉田松陰没後百年祭にあたり、山縣有朋等23柱を追祀して、神靈は391柱となりました。

公益社団法人下関法人会 広報誌「716.18」Vol.30

令和8年2月1日発行

発行所 公益社団法人 下関法人会
山口県下関市中之町6番4号大和交通株式会社ビル4F
TEL (083) 232-6235 FAX (083) 232-6245
<https://www.shimoho.com>
E-mail shimoho@trust.ocn.ne.jp

印刷所 泉菊印刷株式会社
山口県下関市長府扇町8-48
TEL (083) 248-3553 FAX (083) 248-1492

編集 広報委員会
担当副会長 弘永 裕紀
委員長 倉本 喜博
副委員長 山田 和則
委員 田中 肇己
同 楠田 雅彦 同 高尾 憲和
同 西川 裕之 同 高山 龍夫
同 平尾 泰範 同 平野 貴昭
同 山崎 晃

※下関法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体で、山口県の認定を受けた公益法人です。今後掲載してほしい税に関するものご要望がありましたら、下関法人会事務局までご連絡ください。

第14回 小学生の税に関する
絵はがきコンクール

下関市立勝山小学校
雑賀 莉羽



最優秀賞



下関税務署署長賞



下関納税貯蓄組合
連合会 会長賞



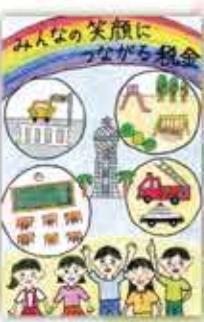
下関市立向井小学校
野田 慎之助

公益社団法人
下関法人会会長賞



下関市立生野小学校
田崎 理華子

下関県税事務所所長賞



下関市立文閣小学校
藤井 麻央

下関市教育委員会
教育長賞



下関市立小月小学校
長谷部 優

公益社団法人下関法人会
青年部会部会長賞



公益社団法人下関法人会
女性部会部会長賞

中国税理士会
下関支部支部長賞



下関市立勝山小学校
小林 美来

公益社団法人下関法人会
審査員特別賞



下関市立勝山小学校
中村 陽莉

下関地区租税教育
推進協議会会長賞



下関市立吉富小学校
吉富 由里子



下関市立吉富小学校
鈴川 真大



下関市立小月小学校
泉田 花音



下関市立小月小学校
長谷部 優

公益社団法人下関法人会
青年部会部会長賞



下関市立吉井小学校
吉井 隆翔



下関市立吉井小学校
黒岩 美莉



下関市立吉井小学校
大島 るる



下関市立吉井小学校
藤田 健介



下関市立吉井小学校
岡村 柚希



下関市立吉井小学校
大下 瑞爾

2026 CALENDAR

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31													
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31														
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31															
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																	
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																		
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																			
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																				
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																					
23	24	25	26	27	28	29	30	31																						
24	25	26	27	28	29	30	31																							
25	26	27	28	29	30	31																								
26	27	28	29	30	31																									
27	28	29	30	31																										
28	29	30	31																											
29	30	31																												
30	31																													
31																														